

## 令和5年度三重県障害者ピアサポート研修事業業務委託仕様書

### 1 委託事業名

令和5年度三重県障害者ピアサポート研修事業

### 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までの間

### 3 目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

### 4 業務内容

(1)～(3)の研修の実施及び次の附随する業務

- ・研修の企画運営に係る会議等の開催
- ・講師・ファシリテーターの選定及び依頼、謝金等の支払い
- ・研修の会場の確保及び整備、支払い
- ・研修の実施案内及び受講決定
- ・研修の資料の作成
- ・研修の進行及び運営
- ・振り返りシート等の活用による研修効果測定及び成果の分析（評価）

#### (1) 基礎研修

##### ア 研修対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者。なお、雇用等されている障がい者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれるものを含む。
- ② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。

※身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、難病等、障がい種別を問わない。

##### イ 研修内容等

ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者を中心として、国の示す標準カリキュラム又はそれ以上及び県が定める三重県障害福祉サービス事業所向け研修事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施すること。

##### ウ 開催時期・講義回数等

###### i 開催時期

契約締結日から令和6年3月22日までに開催すること。

###### ii 研修日数及び実施回数

- ・修了のために必要な日数は、合計2日（講義及び演習）
- ・定員は20名（ア①10名、ア②10名）
- ・講義及び演習（2日間）を1回以上実施すること。

・各会場の定員は、上記ア「研修対象者」の要件を満たす申込者について、研修に携わる講師数及び研修会場の規模等、諸事情を考慮した上で対応可能な人数とすること。

## (2) 専門研修

### ア 研修対象者

基礎研修を修了している①、②

① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者。なお、雇用等されている障がい者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれるものを含む。

② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。

※身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、難病等、障がい種別を問わない。

### イ 研修内容等

ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職を中心として、国の示す標準カリキュラム又はそれ以上及び県が定める実施要綱に基づき実施すること。

### ウ 開催時期・講義回数等

#### i 開催時期

契約締結日から令和6年3月22日までに開催すること。

#### ii 研修日数及び実施回数

・修了のために必要な日数は、合計2日（講義及び演習）

・定員は20名（ア①10名、ア②10名）

・講義及び演習（2日間）を1回以上実施すること。

・各会場の定員は、上記ア「研修対象者」の要件を満たす申込者について、研修に携わる講師数及び研修会場の規模等、諸事情を考慮した上で対応可能な人数とすること。

## (3) フォローアップ研修

### ア 研修対象者

専門研修を修了している①、②

① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者。なお、雇用等されている障がい者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれるものを含む。

② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。

※身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、難病等障がい種別を問わない。

### イ 研修内容等

ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職を中心として、国の示す標準カリキュラム又はそれ以上及び県が定める実施要綱に基づき実施すること。

## ウ 開催時期・講義回数等

### i 開催時期

契約締結日から令和6年3月22日までに開催すること。

### ii 研修日数及び実施回数

- ・修了のために必要な日数は、合計2日（講義及び演習）
- ・定員は20名（ア①10名、ア②10名）
- ・講義及び演習（2日間）を1回以上実施すること。
- ・各会場の定員は、上記ア「研修対象者」の要件を満たす申込者について、研修に携わる講師数及び研修会場の規模等、諸事情を考慮した上で対応可能な人数とすること。

## 5 業務の実施方法

事業の実施にあたっては、県と協議のうえ実施する。

### （1）障がいを理由とする差別の解消の推進について

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じて適切に対応するものとする。

### （2）研修企画運営に係る会議等の開催

- ・ピアサポーター等が企画運営に携わること。
- ・各研修ごとに必要な回数を開催し、研修カリキュラム、講義及び演習内容、当日の運営方法等を協議すること。
- ・障がい当事者、ピアサポーターの講師が協議に参加しやすい会場や資料の配慮を行うこと。
- ・会議等の開催の際には、感染症の拡大防止対策を講ずること。
- ・講義と演習を組み込んだカリキュラムが有効に行えるよう、集合形式の研修とする。ただし、集合研修と同様の効果が得られる場合には、オンラインも活用すること。

### （3）講師・ファシリテーターの選定及び依頼、謝金等の支払い

・ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者を中心に、三重県自立支援協議会人材育成検討部会委員又は必要に応じて外部講師を、講師・ファシリテーターとし、各研修や企画運営に係る会議に必要な人員を選定し、所属長及び講師本人に依頼文を送付し、謝金等を支払うこと。

### （4）研修会場の確保及び整備、支払い

- ・実施する研修の日程、定員を設定したうえで、余裕を持った規模かつ受講生の障がいに配慮し、利便性を考慮した会場を確保すること。
- ・研修の開催の際には、感染症の拡大防止対策を講ずること。
- ・集合研修と同様の効果が得られる場合には、オンラインを活用すること。
- ・県が感染症の拡大その他、集合研修では受講者、講師、事務局職員の健康が害されると判断した場合には、速やかに研修をオンライン方式とすること。

### （5）研修実施案内及び受講決定

- ・県が定める実施要綱をもとに開催要項等を定め、研修実施日のおおよそ2か

- 月前までに自法人のホームページ等に掲載する等、広く募集案内すること。
- ・申し込みに係る問い合わせ等に適切に対応するとともに、国の定める規定等について、判別がつかない事案については県に相談の上対応すること。
  - ・提出のあった申込書は、随時受け付け、受講資格等の審査を行うとともに、受講申込者名簿を作成すること。
  - ・研修実施日の1ヶ月前までに受講決定通知を行うとともに、受講決定者名簿（県指定の様式）を県に提出すること。
  - ・受講決定者名簿は入力誤りがないように、複数名でチェックすること。

#### (6) 研修資料の作成

- ・受講生の障がいに合わせた研修テキストを、障がい種別ごとに作成すること。
- ・各講師から提出されるデータを集約して研修テキストを作成すること。
- ・研修テキストや演習に使用するワークシートを研修前日までに必要部数印刷すること。（オンラインで研修を実施する場合は、この限りでない）
- ・受講者名簿（受付用や演習のグループ分け名簿など）を作成・印刷すること。

#### (7) 研修の進行及び運営

- ・会場及び機材の準備、設定、撤収を行うこと。
- ・研修の進行（受付、開講式、閉講式、オリエンテーション）を行うこと。
- ・修了証書（県発行）を交付すること。

#### (8) 振り返りシート等の活用による研修効果測定及び成果の分析（評価）

- ・受講者に振り返りシートを配布し、研修の効果測定を行うこと。
- ・受講生の障がいに合わせて、記入しやすい振り返りシートを、障がい種別ごとに準備すること。
- ・研修終了後、講師・ファシリテーターに振り返りシートの内容を情報提供するとともに、講師・ファシリテーターとともに成果について協議し、次年度への改善提案をまとめること。

### 6 報告、資料の提出等

業務開始前に4の各研修の開催日程、開催会場、定員、講師・ファシリテーターについて、事業計画書（様式1）を県に提出するものとし、各研修の開催要項等については決まり次第、県に各1部提出するものとする。

また、業務終了後は、実績報告書（様式2）を令和6年3月31日までに提出するものとする。

### 7 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

8 受託者が7の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(2) 個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。

(3) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応すること。